

学校法人札幌大学外国人留学生規程

平成27年10月1日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則第55条第3項及び札幌大学大学院学則第30条第3項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において留学生とは、外国の国籍を有し、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する「留学」の在留資格を有する者又は入学後に「留学」の在留資格に変更できる者で、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学」という。）に入学を許可された者をいう。

(入学資格)

第3条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、本学が定める日本語能力等を有するものとする。

(1) 札幌大学（以下「大学」という。）にあっては、外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者、札幌大学大学院（以下「大学院」という。）にあっては、外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(2) 文部科学大臣の指定した者

(3) その他大学にあっては、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者、大学院にあっては、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(出願)

第4条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて学長に願い出なければならない

2 入学の出願に係る提出時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(選抜)

第6条 入学者選抜の日程、出願資格及び選抜方法は別に定める。

2 学長は、本学における所定の基準に基づき、入学者選抜の結果を検討し、合格者を決定し、本人に通知する。

(入学手続及び入学許可)

第7条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可し、入学許可書を発行する。

3 入学手続きに関する必要な事項は、別に定める。

(入学許可書の発行)

第8条 学長は、前条第2項に規定する入学を許可された者が必要とするときは、入学許可書を発行する。

(遵守事項)

第9条 留学生は、出入国管理及び難民認定法第2条の2（在留資格及び在留期間）及び第19条（在留）を遵守しなければならない。

2 前項に違反した者は、学長が本学の学則に基づく懲戒を行う。

(学則の準用)

第10条 留学生には、この規程に定めるもののほか本学の学則を準用する。

(所管)

第11条 この規程に関する事務の所管は、企画部国際交流課とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

（札幌大学外国人留学生規程及び札幌大学女子短期大学部外国人留学生規程の廃止）

2 この規程の施行に伴い、札幌大学外国人留学生規程及び札幌大学女子短期大学部外国人留学生規程は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 2 年10月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。